

(別紙3)

由布市住宅改修の手引き

由布市高齢者支援課

令和8年4月

I. 介護保険住宅改修の制度

要介護（要支援）認定を受けた被保険者が、実際に居住する住宅に「手すりの取付け」などの住宅改修を行ったときに、一定の範囲（支給限度基準額）の費用について、介護保険から支給されます。

1 住宅改修費の支給要件

(1) 対象者

要支援・要介護と認定された人（要支援・要介護被保険者）

(2) 支給の対象となる改修工事

種 類	内 容
手すりの取付け	居室、廊下、便所、浴室などに転倒の防止、又は移動しやすくするために設置するもの
段差の解消	居室、廊下、便所、浴室などの各室間の床段差を解消するものや玄関先にスロープを設置する工事など
滑りの防止・移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	居室の畳敷きから板製床材等への変更、浴室の床材の滑りにくいものへの変更、通路面の滑りにくい舗装材への変更など
引き戸等への扉の取替え	開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等への取替えやドアノブの変更など
洋式便器等への便器の取替え	和式便器を洋式便器に取替え（水洗化等の費用は含まれない）
上記の住宅改修に付帯して必要となる工事	壁の下地補強、給排水設備工事、下地補修や根太の補強、床材の変更など

(3) 給付について

工事着工前に由布市へ住宅改修の事前申請が必要です。詳細は、P8の「II. 住宅改修費の申請手続き」を参照してください。

(4) 給付限度額

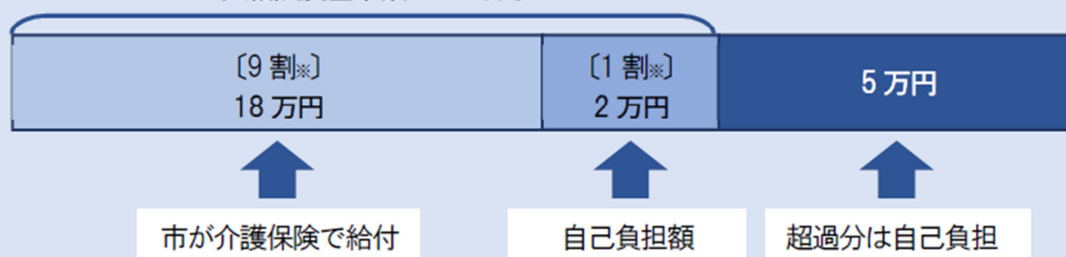
介護保険の給付対象となる住宅改修費用の上限は工事費20万円です（20万円を超えた工事費用は全額、利用者負担になります）。由布市に申請することで、利用者負担割合分（1割～3割）を除いた金額が給付されます。

なお、利用者負担割合は住民税の課税状況や所得によって異なります。

給付例

例 25万円が支給対象となる工事の場合

支給限度基準額 20万円



※ 負担割合が2割の方の場合は、8割の16万円を市が介護保険で給付、2割の4万円が自己負担額となります。同じく、負担割合が3割の方の場合は、7割の14万円を市が介護保険で給付、3割の6万円が自己負担額となります。

※ 介護保険の保険料の滞納にともなう介護給付の一時差止めと保険給付額からの滞納保険料分の控除や、保険料未納期間に応じた保険給付率9割（8割）から7割への引き下げは、住宅改修費・福祉用具購入費についても適用されますのでご注意ください。

(5) 受領委任払い

住宅改修に要した費用のうち、介護保険住宅改修費として被保険者に対し保険給付される額の限度において、市が事業者を支払う制度をいいます。なお、受領委任払いが適用されるのは由布市に登録している事業所を利用した場合に限ります。

登録事業所の要件	<p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「施行令」という。）第167条の4第1項に規定する、契約締結能力を有しない者もしくは復権を有しない破産者または暴力団員等に該当しないこと。</p> <p>(2) 施行令167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者に対しては、その事実があった後、2年を経過した者であること。</p> <p>(3) 登録を受けようとする年の1月1日において引き続き2年以上、同種の事業を営んでいる者であること。</p> <p>(4) 法人にあっては、県内に事業所を有する者、個人にあっては、市内に住所を有する者であること。</p> <p>(5) 市町村民税を完納している者であること。</p> <p>(6) 当該年度を除く直近3年間において、市における居宅介護住宅改修費等の支給に係る施工実績件数が5件に達していること。</p>
登録申請時の必要書類 (次ページに続く)	<p>(1) 介護保険住宅改修受領委任払取扱事業者登録申請書（様式第1号）</p> <p>(2) 代表者身元証明書（法人の場合は登記簿謄本又はこれに代わるもの、個人の場合は住民票又はこれに代わるもの）</p>

	<p>(3) 印鑑証明書及び使用印鑑届 (様式第6号)</p> <p>(4) 市町村民税完納証明書</p> <p>(5) 市における介護保険住宅改修の施工実績一覧表 (参考様式あり)</p> <p>(6) その他必要な書類</p>
登録有効期間	<p>有効期間開始年度から3カ年度。 (登録決定通知書の登録決定日を有効期間開始日とする)</p>
登録の更新申請	<p>登録有効期間が満了する前月末までに、次に掲げる書類を提出すること。</p> <p>(1) 住宅改修事業者登録申請書 (様式第1号)</p> <p>(2) 市における介護保険住宅改修の施工実績一覧表</p>
住宅改修時の留意点	<p>【受給資格の確認】 住宅改修を行うにあたっては、利用者の提示する介護保険被保険者証及び負担割合証によって被保険者資格、住所、要介護認定等の有無及び有効期間並びに給付制限の有無等、負担割合等を確認し、住宅改修費受領委任払いが可能かどうか確認してください。</p> <p>【適用除外】 次に該当する方が住宅改修を行う場合、「受領委任払い」は利用できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法 (以下「法」という。) 第66条第1項に規定する支払方法変更の記載※を受けている方 ・法第67条第1項の規定による保険給付の差止めを受け、もしくは法第68条第1項に規定する保険給付差止記載※を受けている方 ・法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載※を受けている方 <p>※記載があっても事前申請日時点で終了年月日を過ぎている場合は受領委任払いが可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法の適用を受けている方 <p>【事前申請時の提出物】 受領委任払に係る当該費用の支給を受けようとする利用者は、住宅改修に要する費用 (消費税含む) の合計額が5万円以上となった場合は、他の施工事業者が作成した相見積りを必要とします。</p>

2 留意点

① 申請の時期

介護保険住宅改修費の申請時期は、工事着工前に申請する必要があります。申請後に工事内容の審査を由布市において実施しますので、申請した内容がすべて給付の対象として認められるわけではありません。

また、工事着工後の申請は受付できませんのでご注意ください。

② 認定申請中の場合

介護認定申請中で、認定結果が出ていない場合でも介護保険住宅改修費の申請を行い、住宅改修工事を着工することは可能です。

ただし、自立の判定が出た場合は、保険給付を受けられず改修費用の全額が自己負担となります。

また、給付時期については認定結果後となります。

③ 住宅改修費の対象となる住宅

住宅改修費の支給対象となる住宅は、被保険者証（住民票）の住所の住宅となります。住民票と居住地が異なる場合は、あらかじめ居住地に住民票を異動し、住宅改修を行います。

④ 対象者本人が入院・入所している場合

対象者本人が入院・入所している場合は、基本的に介護保険の住宅改修費の給付はできません。

ただし、対象者が退院・退所の日が明確であって、あらかじめ工事を行う必要がある場合は、介護保険住宅改修費の申請を行い、住宅改修工事を着工することは可能です。住宅改修費の給付は、退院（退所）後になります。

※退院（退所）の予定がなくなった場合は、全額自己負担となります。

3 給付可能額の例外による取扱い

(1) 要介護状態区分が3段階以上重くなった場合

要介護状態区分が3段階以上重くなった場合は、それまでの利用状況にかかわらず、改めて支給限度基準額が20万円となり、住宅改修費が支給されます。この場合の基準となるのは、最初に住宅改修費の支給を受けた要介護状態区分で、この取扱いは一人の被保険者につき1回限りとなります。

要支援1⇒要介護3～5、要支援2・要介護1⇒要介護4～5、要介護2⇒要介護5

事例①

要支援1と認定された状態では住宅改修を行わず、要介護1となつてはじめて住宅改修を行い、住宅改修費の支給を受けた。更に要介護状態区分が3段階以上重くなった場合、再度住宅改修費が支給されます。

要介護度	支給限度基準額	改修費用額	支給限度残額	
要支援1	20万円	利用なし	20万円	住宅改修以前に認定された要介護状態区分
↓				
要介護1	20万円	改修費用 20万円	0円	初めて住宅改修を着工した日の要介護状態区分
↓				
要介護3	0円	利用不可	0円	初めて住宅改修を着工した日の要介護状態区分より2段階上昇
↓				
要介護4	20万円	利用可能 (リセット)	20万円	初めて住宅改修を着工した日の要介護状態区分より3段階上昇

事例②

要介護1のときに初めて住宅改修に着工し、その後要介護4となったが住宅改修を行わなかった、更に要介護3と認定されたときには利用不可となります。再び要介護4以上と認定された場合は、介護状態区分が3段階以上重くなり再度住宅改修費が支給されます。

要介護度	支給限度基準額	改修費用額	支給限度残額	
要介護1	20万円	改修費用 20万円	0円	初めて住宅改修を着工した日の要介護状態区分
↓				
要介護4	20万円	利用可能 (改修せず)	20万円	初めて住宅改修を着工した日の要介護状態区分より3段階上昇
↓				
要介護3	0円	利用不可	0円	初めて住宅改修を着工した日の要介護状態区分より2段階上昇
↓				
要介護4	20万円	利用可能 (リセット)	20万円	初めて住宅改修を着工した日の要介護状態区分より3段階上昇

事例③

要介護1のとき初めて住宅改修に着工し、費用10万円分を利用した。更に要介護3のとき費用10万円分を利用した場合、初めて着工した要介護度（要介護1）より要介護状態区分が3段階以上重くなった場合、再度住宅改修費が支給されます。

要介護度	支給限度基準額	改修費用額	支給限度残額	
要介護1	20万円	改修費用 10万円	10万円	初めて住宅改修を着工した日の 要介護状態区分
↓				
要介護3	10万円	改修費用 10万円	0円	残り10万円を利用し、2回目の 住宅改修
↓				
要介護4	20万円	利用可能 (リセット)	20万円	初めて住宅改修を着工した日の 要介護状態区分より3段階上昇

事例④

要介護3のとき初めて住宅改修に着工し、費用10万円分を利用した。更に要介護1のとき費用10万円分を利用した場合、後に要介護4と前回より要介護状態区分が3段階以上重くなったとしても、基準は初めて着工した要介護3なので、住宅改修費は支給されません。

要介護度	支給限度基準額	改修費用額	支給限度残額	
要介護3	20万円	改修費用 10万円	10万円	初めて住宅改修を着工した 日の要介護状態区分
↓				
要介護1	10万円	改修費用 10万円	0円	残り10万円を利用し、2回目の 住宅改修
↓				
要介護4	0円	利用不可	0円	初めて住宅改修を着工した日の 要介護状態区分より1段階上昇

事例⑤

支給限度基準額に残額があったとしても、要介護状態区分が3段階以上重くなった場合は、リセットされ支給限度基準額は20万円となる。

要介護度	支給限度基準額	改修費用額	支給限度残額	
要介護1	20万円	改修費用 12万円	8万円	初めて住宅改修を着工した日の 要介護状態区分
↓				
要介護4	20万円	利用可能 (リセット)	20万円	初めて住宅改修を着工した日の 要介護状態区分より3段階上昇

(2) 転居した場合

転居した場合は、転居前の住宅にかかる住宅改修費の支給の有無に関係なく、転居後の住宅について改めて支給限度基準額が20万円となり、住宅改修費が支給されます。
 なお、転居前の住宅に再び転居した場合は、転居前の住宅にかかる支給要件が復活します。

事例①

転居した場合は、転居前の住宅にかかる住宅改修費の支給状況にかかわらず、転居後の住宅について住宅改修費が支給されます。

また、要介護状態区分が3段階以上重くなった場合の取り扱いは、転居後の住宅を初めて住宅改修を着工した日の要介護状態区分が基準となります。

要介護度	支給限度基準額	改修費用額	支給限度残額	
要介護1	20万円	改修費用 20万円	0円	転居前の住宅を改修
↓ 転居	=====			
要介護1	20万円	改修費用 20万円	0円	転居後の住宅を改修
↓				
要介護4	20万円	利用可能 (リセット)	0円	転居後の住宅について初めて住宅改修を着工した日の要介護状態区分より3段階上昇

事例②

転居前の住宅に戻った場合は、従前の支給要件が復活します。従って、要介護状態区分が3段階以上重くなった場合の取り扱ひも、転居前住宅を初めて住宅改修を着工した日の要介護状態区分が基準となります

要介護度	支給限度基準額	改修費用額	支給限度残額	
要介護1	20万円	改修費用 15万円	5万円	初めて住宅改修を着工した日の要介護状態区分
↓ 転居	=====			
要介護2	20万円	改修費用 20万円	0円	転居後の住宅を改修
↓ 転居	=====			
要介護3	5万円	改修費用 5万円	0円	従前の利用残額まで利用可能
↓				
要介護4	20万円	利用可能 (リセット)	20万円	初めて住宅改修を着工した日の要介護状態区分より3段階上昇

Ⅱ. 住宅改修費の申請手続き

1 申請書及び添付書類

〈工事着工前〉

- ① 介護保険 居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
- ② 住宅改修が必要な理由書
- ③ 住宅改修承諾書（改修を行う家屋の所有者が本人もしくは配偶者以外の場合）
- ④ 工事着工前の写真（日付入り）
- ⑤ 見取図（平面図）
- ⑥ 見積書（内訳書）
- ⑦ 断面図（段差解消等がある場合）

〈工事着工後〉

- ⑧ 住宅改修完了届
- ⑨ 工事着工後の写真（日付入り）
- ⑩ 領収書（原本）

2 留意事項

〈申請書〉

- ・ 着工日が、認定有効期間内であること
- ・ 印鑑が指定の箇所に鮮明に押印されていること（スタンプ式は不可）
- ・ 原則として申請者、口座名義が対象者本人であること
（申請者以外が承認通知の受取り、給付費の受取りをする場合は委任状が必要となります。）

〈住宅改修が必要な理由書〉

- ・ 住宅改修を必要とする理由と対象者本人の身体状況に整合性があること
- ・ 理由書と、工事の内容が一致すること

〈着工前後の写真〉

- ・ 着工箇所が着工前と後で確認できること（同じアングル）
- ・ 着工後写真で、工事の完成が確認できること
- ・ 写真中に着工前、完成の日付が入っていること
- ・ 箇所別に、見取図や見積書等と同じ番号が振ること

〈見取図〉

- ・ 工事を行った箇所の拡大図と家屋全体の見取図を作成すること
- ・ 段差解消工事がある場合は、断面図を作成すること
- ・ 形状、間取り等が変わる場合は、着工前後の図面を作成すること
- ・ 箇所別に、写真や見積書等と同じ番号が振ること

〈見積書（内訳書）〉

- ・ 工事箇所別（部屋ごと）に、工事内容、材料費などを明記すること。とくに材料費は商品名、メーカー名、品番、部材単価、数量等を明記すること。
- ・ 領収証の金額と一致すること（値引き等があれば明記のこと）
- ・ 箇所別に、見取図や写真と同じ番号を振ること
- ・ 受領委任払いにて住宅改修に要する費用（税込）の合計額が5万円以上となる場合は、2社以上の相見積もりを提出すること

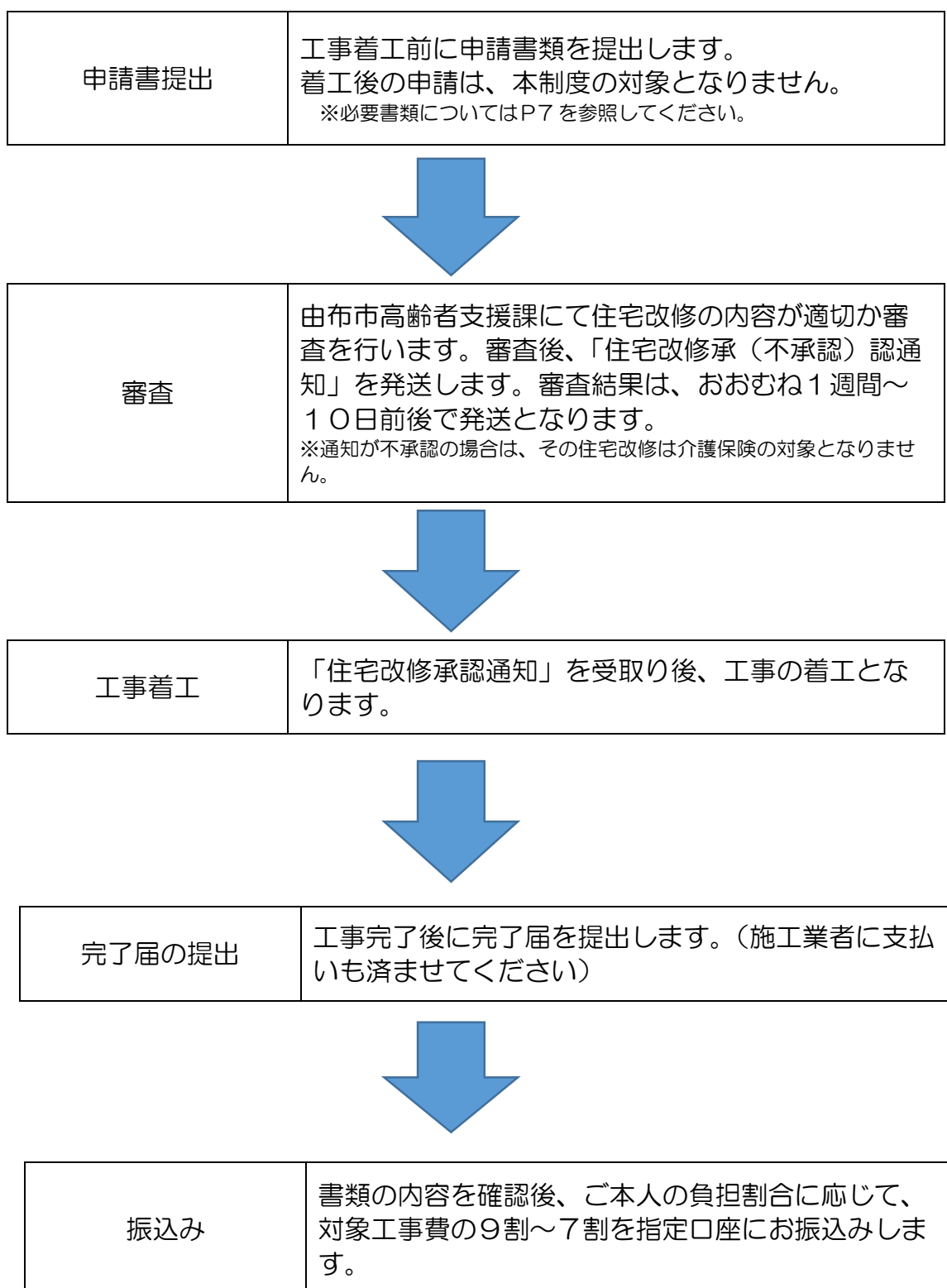
〈領収書〉

- ・ 見積書等の金額と一致すること
- ・ 領収日は必ず記入すること
- ・ 領収書の宛名は被保険者本人名義

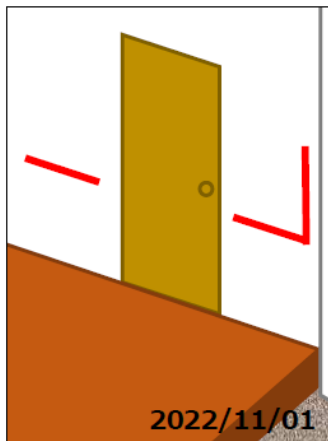
〈その他〉

- ・ 申請書及び添付書類中の宛名等は、対象者本人の名を記すこと

3 手続きの流れ



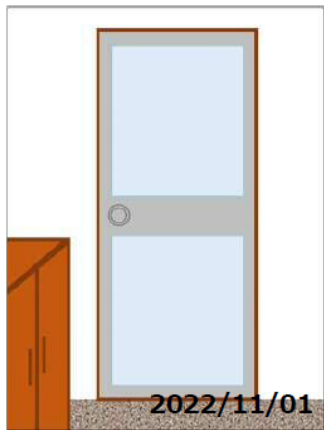
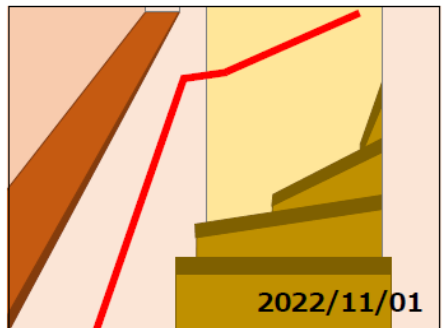
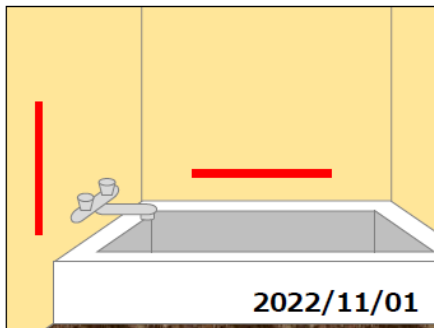
4 住宅改修費支給申請にかかる写真撮影及び見取図のポイント



手すりの取付け位置や形（縦付、横付、L型等）がわかるようにしてください。

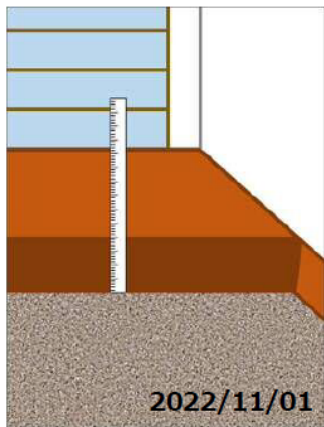
撮影日が確認できるようにしてください。

玄関等の段差の昇降の為に手すりを取付ける際は、段差との関係もわかるように写真を撮影してください。



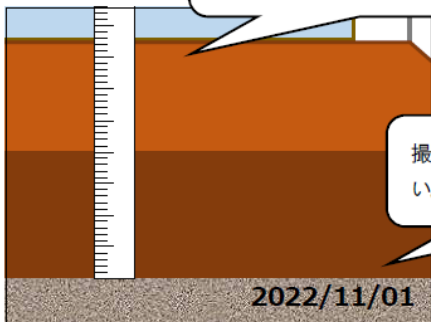
工事内容に合わせて、扉の位置や状況が分かるように撮影してください。

撮影日が確認できるようにしてください。

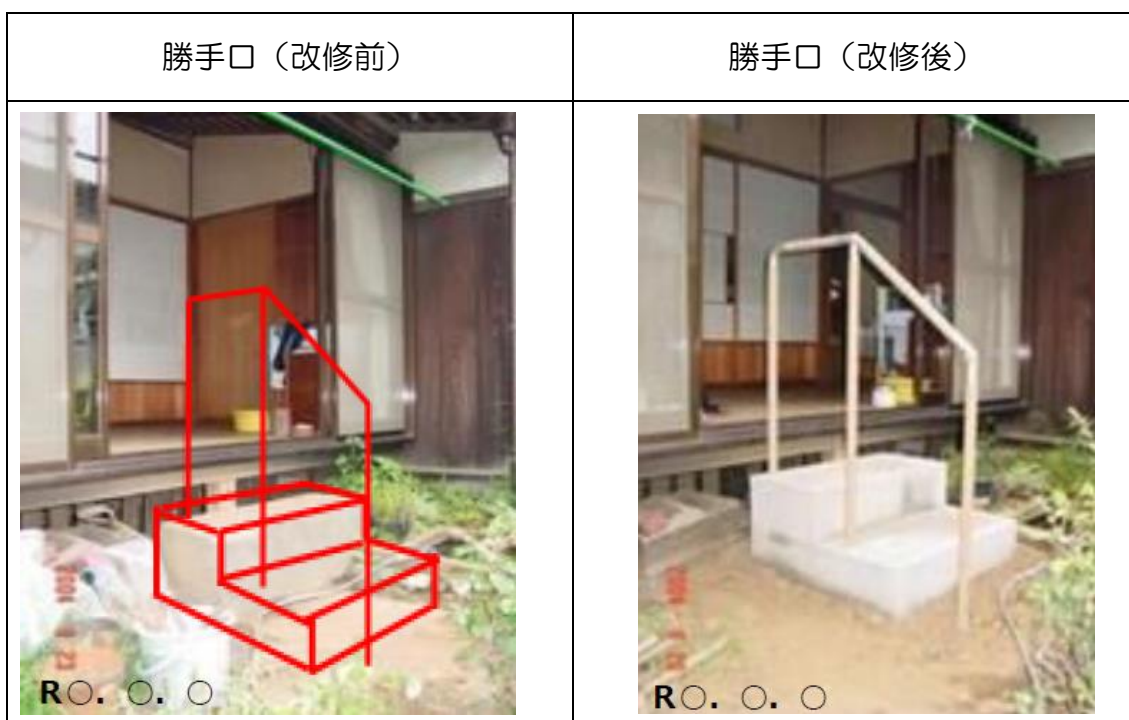
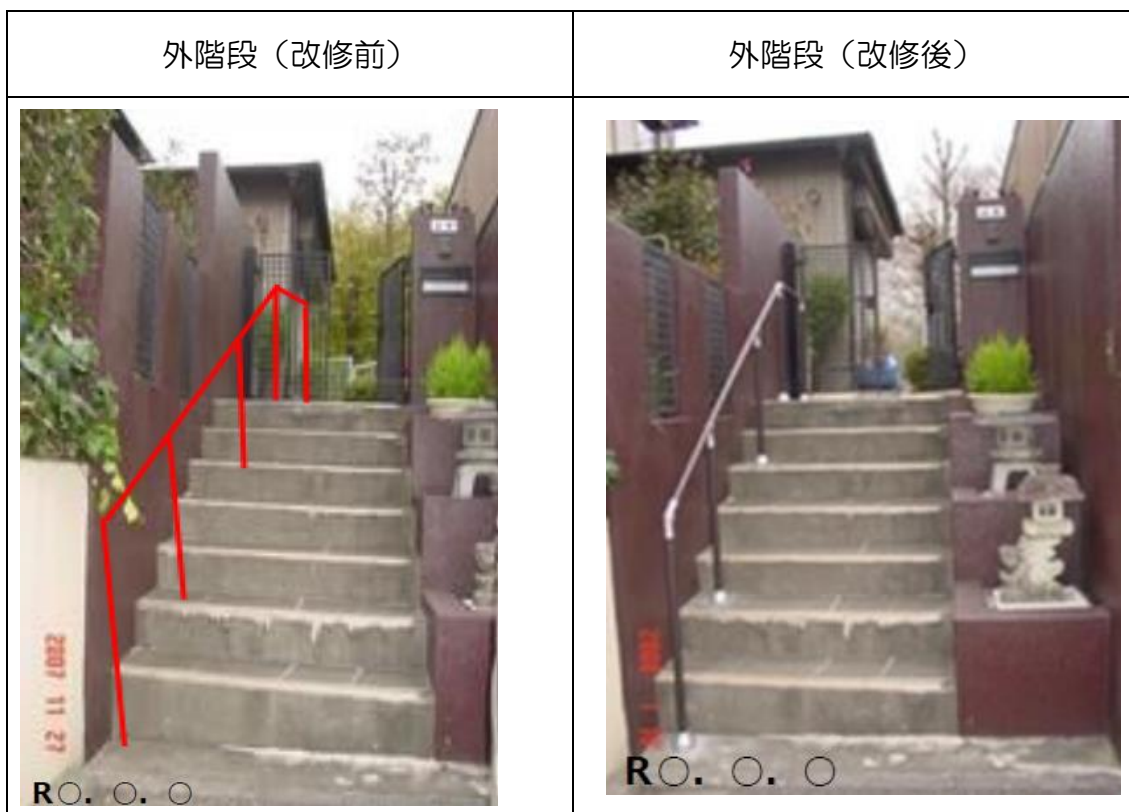


物差し等を用い、段差の高低がわかるようにしてください。

撮影日が確認できるようにしてください。



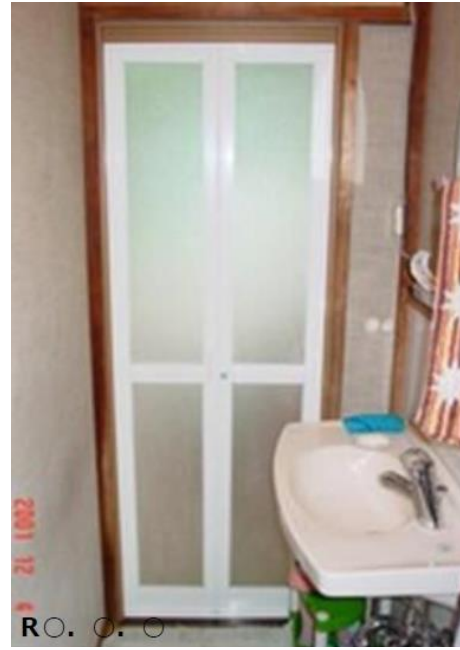
写真撮影の参考例



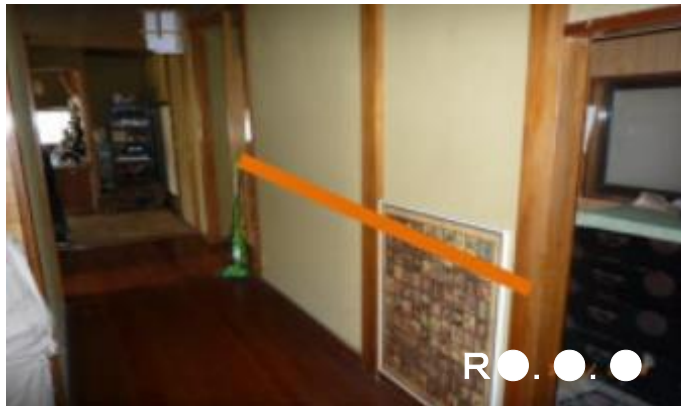
扉の取替え（改修前）
引き戸→折れ戸



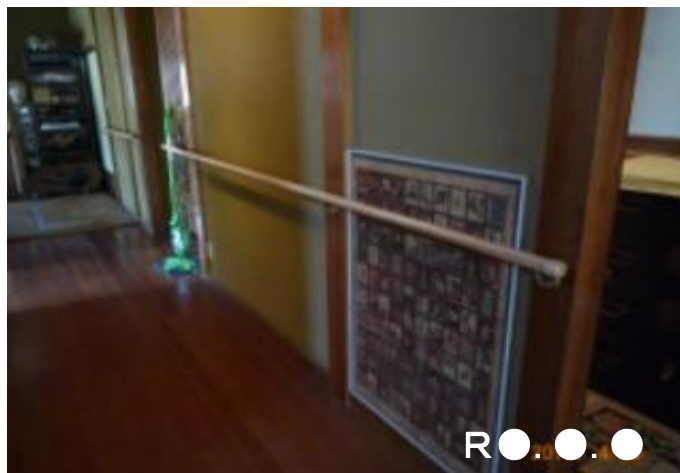
扉の取替え（改修前）
引き戸→折れ戸



手すり（改修前）



手すり（改修後）



写真貼付用紙 (介護保険)

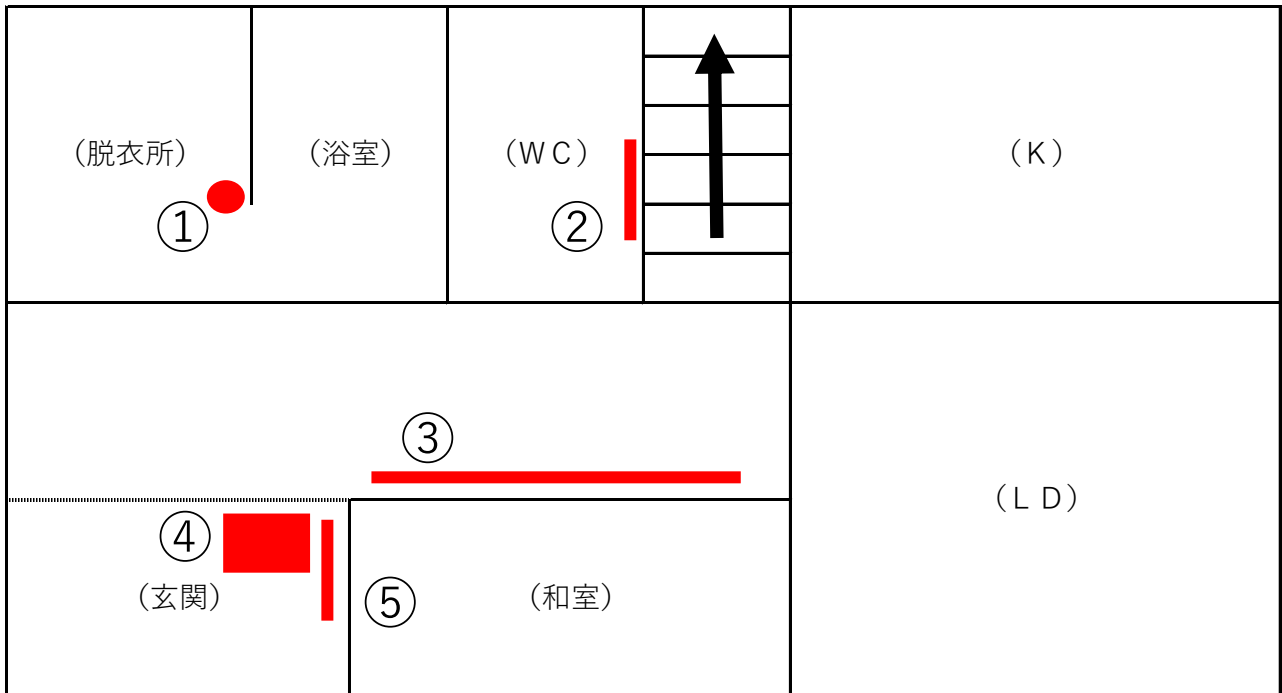
写真番号は見取図の番号と一致すること

被保険者氏名	由布 太郎	被保険者	由布 太郎
施工業者等名	●●●株式会社		写真番号 ①
改修箇所	廊下	工事種別	手すりの取付け
改修前			
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>改修予定箇所がわかるように図のように表示する</p> </div> <div style="width: 60%; text-align: right;"> <p>写真を撮影した日付を表示（もしくは、黒板等で表示する）</p> </div> </div>  <div style="margin-top: 10px;"> <p>手すりを付ける位置や周囲の扉、床等が写るように撮影すること</p> </div>			
改修後			
<p>改修前と同じアングルで撮影すること</p> 			

※この台紙の写真番号は、平面図に付ける改修箇所番号と同じ番号を付してください。1枚の写真に納まりきらない場合は複数の写真で撮影し、それぞれ別の台紙に貼り付け、写真番号には枝番号を付してください。

見取図（例）

- ①木製手すり L = 500 (タテ)
- ②木製手すり L = 800 (ヨコ)
- ③木製手すり L = 2000 (ヨコ)
- ④踏台設置 (段差解消)
- ⑤木製手すり L = 500 (L字：ヨコ400 タテ400)

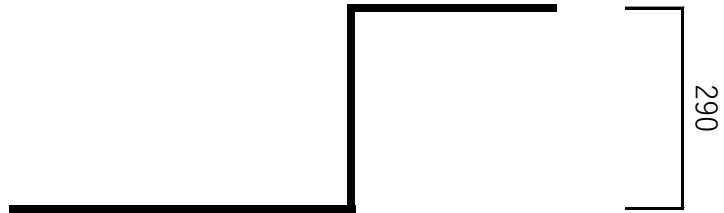


見取図と写真の施行箇所の番号は一致すること

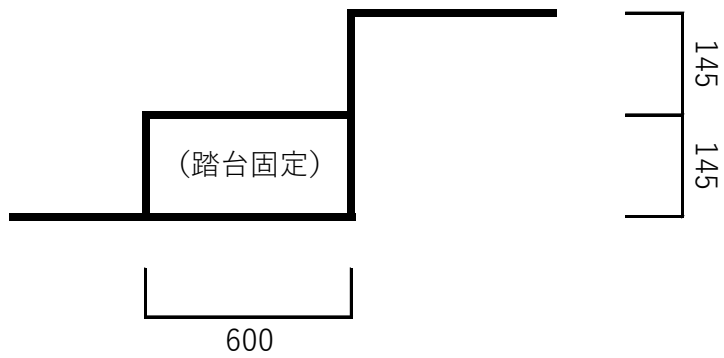
(件名)	由布 太郎 様	(工事場所)	由布市庄内町	株式会社 ●●●●
------	---------	--------	--------	-----------

④踏台設置（段差解消） 断面図（例）

施工前



施工後



(件名) 由布 太郎 様	(工事場所) 由布市庄内町	株式会社 ●●●●
-----------------	------------------	-----------